

○学校法人札幌大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規程

平成4年4月1日制定

改正

平成9年4月1日
平成10年4月1日
平成13年4月1日
平成14年9月1日
平成22年4月1日
平成25年4月1日
平成29年4月1日
令和8年4月1日

学校法人札幌大学私費外国人留学生の授業料減免に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「大学等」という。）に入学及び在籍する私費外国人留学生（以下「留学生」という。）に対して、授業料の減免を行い修学に必要な経済的援助を行うことを目的とする。

(留学生の定義)

第2条 この規程において留学生とは、学校法人札幌大学外国人留学生規程（以下「留学生規程」という。）第2条に定める者で、それぞれの正規課程に入学を許可された者又は在籍する者とする。

(減免額)

第3条 授業料の減免額は、20%とする。

(減免期間)

第4条 授業料の減免期間は、最短修業年限内とする。

(減免の決定)

第5条 学長は、私費外国人留学生を対象とする入学者選抜に合格した者に対し、留学生規程第7条第2項に定める入学許可をもって授業料減免を決定し、当該留学生への学費等納付金の納入案内をもって通知する。

2 前項によらない入学者選抜により入学した留学生に対しては、当該留学生から留学生規程第2条に定める者であることを証明する書類の提出により、学長が授業料減免を決定し、当該留学生に通知する。

(停止又は取消し)

第6条 学長は、留学生が次の各号のいずれかに該当するときは、授業料減免を停止又は取り消すことがある。

- (1) 出席日数が少なく、学業継続の意志がないと認められたとき。
- (2) 留年したとき。
- (3) 学則に違反し又は学生としての本分に反する行為があり懲戒となったとき。
- (4) 留学の在留資格に変更があったとき。

(実施手続)

第7条 この規程の実施に際し必要な事項は、別に定める。

(所管)

第8条 この規程に関する事務の所管は、企画部国際交流課とする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月1日）

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、平成24年度以前入学生については、第3条第1項にかかわらず従前のとおりとする。

附 則（平成29年4月1日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。